

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【条 例】

○ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

○ 岡山県税条例の一部を改正する条例

○ 岡山県税条例等の一部を改正する条例

○ 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

○ 岡山県特殊詐欺被害防止条例の一部を改正する条例

○ 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

○ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

○ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例及び岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部を改正する条例

○ 岡山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

○ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

人事課

税務課

税務課

会計課

税務課

くらし安全安心課

循環型社会推進課

医療推進課

生活衛生課

医薬安全課

長寿社会課

畜産課

部を改正する条例

○ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

### 【解 説】

○ 公布した条例の解説

建築指導課

総務学事課

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十二号

岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

岡山県職員特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年岡山県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三号を次のように改める。

三 次に掲げる職員で、相手方に直接接して行う相談又は指導の業務に従事したもの

イ 身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司及び知的障害者更生相談所に勤務する知的障害者福祉司 勤務一日につき 五百六十円

ロ 児童相談所に勤務する児童福祉司 勤務一日につき 千二百円

第二十五条第四号中「前号」を「前号ロ」に、「五百六十円」を「千二百円」に、「四百三十円」を「八百六十円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 この条例による改正後の岡山県職員特殊勤務手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）第二十五条第三号及び第四号の規定は、令和二年四月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の岡山県職員特殊勤務手当支給条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

岡山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十三号

岡山県税条例の一部を改正する条例

岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の二を附則第四条の三とし、附則第四条の次に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る申請書の訂正等）

第四条の二 法附則第五十九条第三項において準用する法第十五条の二第六項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、法附則第五十九条第三項において準用する法第十五条の二第七項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して二十日以内に当該

申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

附則第六条の三の次に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第六条の三の四 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。附則第六条の七第一項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の三の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

附則第六条の六の次に次の一条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第六条の七 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症特例法第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄（同項において「払戻請求権放棄」という。）を同条第一項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求権相当額の第十三条の二第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用する。

2 前項の放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第三十三条の二第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円）をいう。

附則第十八条から第二十条までを次のように改める。

(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例)

第十八条 第六十六条第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第六十九条の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六

月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第六十九条の二第一項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第六十七条第一項及び第六十九条の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十七条第一項	一年六月以内、同項第二号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第六十九条の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、第六十六条第三項第二号
第六十九条の二第二項	六月以内	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで

第十九条及び第二十条 削除

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条の三の次に一条を加える改正規定及び附則第六条の六の次に一条を加える改正規定並びに次項の規定は、令和三年一月一日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置)

2 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下この項において「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和二年二月一日から地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百六十一号）附則第二条第一項に定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条第二項で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、前項ただし書に規定する改正規定による改正後の附則第六条の七の規定を適用する。

(不動産取得税に関する規定の適用)

3 この条例（附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の岡山県税条例（以下「新条例」という。）附則第十八条の規定は、令和二年四月三十日から適用する。

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額の申請手続等の特例)

4 新条例附則第十八条第一項の適用がある場合における新条例第六十六条第五項及び第六項、第六十七条第二項並びに第六十九条の二第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十六条第五項	当該土地の取得の日から六十日以内	当該土地の取得の日から六十日を経過する日又は岡山県税条例の一部を改正する条例（令和二年岡山県条例第四十三号）の施行の日から六十日を経過する日（以下「令和二年改正条例経過日」という。）のいずれか遅い日まで
第六十六条第六項	その取得の日から六十日以内	その取得の日から六十日を経過する日又は令和二年改正条例経過日のいずれか遅い日まで
第六十七条第二項	第六十二条の規定により当該土地の取得の事実を申告する際、併せて	当該土地の取得の日から六十日を経過する日又は令和二年改正条例経過日のいずれか遅い日までに
第六十九条の二第五項	六十日以内	六十日を経過する日又は令和二年改正条例経過日のいずれか遅い日まで

岡山県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十四号

岡山県税条例等の一部を改正する条例

（岡山県税条例の一部改正）

第一条 岡山県税条例（昭和二十九年岡山県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項中「発生した」を「やんだ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該期限内に当該申請書を提出することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

第二十九条第三項中「及びマンション敷地売却組合」を「マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改める。

第二十九条の二第一項中「。次項」を「。同項」に改め、同条第四項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第五項中「においては」を「には」に改め、同項の表第四十一条の項中「同



条第二十三項」を「同条第三十五項」に、「にあつては」を「には」に改める。

第三十一条中「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第三十三条第一号イの表(3)中「寡夫」を「ひとり親で令で定めるもの」に改め、「(4)に掲げる者を除く。」を削り、同表(4)中「法第二十三条第一項第十一号に規定する寡婦のうち同号イに該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、前年の合計所得金額が五百万円以下」を「ひとり親で令で定めるもの」に改める。

第四十条第一項中「当該」を「同表の」に改め、同条第二項中「、同項第二号の連結事業年度開始の日から六月の期間若しくは同項第三号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第四号」を「若しくは同項第二号の期間又は同項第三号」に改める。

第四十一条中「第二十三項」を「第三十五項」に、「、同条第三十九項」を「、同条第五十項」に、「連結法人」を「法人」に、「同項ただし書又は同条第三十九項」を「同条第五十項」に、「連結事業年度開始の日から六月を経過した日」を「六月経過日」に、「同条第四項に規定する法人及び連結子法人は、同項の規定による納期限までに法人税割額及び均等割額を、同条第十九項」を「同条第三十一項」に、「同条第二十二項」を「同条第三十四項」に改める。

第四十二条の二中「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改める。

第四十二条の二の二を削る。

第四十二条の二の三第二項第二号中「又は計算期間（法第五十二条第二項第三号に規定する期間をいう。）を削り、同条を第四十二条の二の二とする。

第四十三条第二項中「その事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「同項に規定する六月経過日（第四十九条第一項第二号及び第四十九条の二第四項において「六月経過日」という。）の前日」に改める。

第四十三条の二第三項中「第四条の七」を「第四条の三」に改め、同条第四項中「第四条の八及び第五十二条第一項」を「第四条の四及び第五十二条第三項」に改める。

第四十九条第一項第二号中「当該事業年度の開始の日から六月を経過した日」を「六月経過日」に改める。

第四十九条の二第四項第一号中「当該事業税の申告書に係る事業年度開始の日から六月の期間の末日」を「六月経過日の前日」に改め、同項第二号中「事業年度開始の日から六月の期間の末日」及び「その開始の日から六月の期間の末日」を「六月経過日の前日」に改める。

第四十九条の三ただし書中「第五十三条第二十三項」を「第五十三条第三十五項」に改める。

第四十九条の四を削る。

第五十条第一項中「連結申告法人（法人税法第二条第十六号に規定する連結申告法人をいう。附則第十四条の二第二項及び附則第十四条の二の三において同じ。）」を「通算法人（法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。）（通算子法人（同条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。以下この項において同じ。）にあつては、当該通算子法人の事業年度が当該通算子法人に係る通算親法人（同条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。）の事業年度終了の日

に終了するものに限る。）」に改める。

第七十条第一項第一号中「以下」を削り、同条第三項中「によつて」を「により」に、「あつた」を「やんだ」に、「以内」を「以内の日又は納期限のいずれか遅い日まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該期限内に当該申請書を提出することが困難であると知事が認める場合は、この限りでない。

第七十一条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、一本当たりの重量が〇・七グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの〇・七本に換算するものとする。

附則第十条第一項中「又は」を「、第三十五条の三第一項又は」に改め、同条第三項第三号中「附則第六条の四第一項」を「附則第六条の四」に改める。

附則第十条の二第三項中「第三十五条の二」を「第三十五条の三」に改める。

附則第十一条の二第三項第三号及び第十一条の二の六第三項第三号中「附則第六条の四第一項」を「附則第六条の四」に改める。

附則第十一条の二の七第一項中「という。」又は「を」という。）、に、「に基づき」を「又は同条第五項第六号に規定する特定非課税累積投資契約（次項において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき」に改め、同条第二項中「という。」又は「を」という。）、に、「」から「）、同項第七号に規定する特定累積投資勘定（以下この項において「特定累積投資勘定」という。）又は同項第八号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項において「特定非課税管理勘定」という。）から」に、「又は非課税累積投資契約」を「、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約」に、「又は累積投資勘定」を「、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定」に改める。

附則第十一条の四第二項第三号及び第十二条第三項第三号中「附則第六条の四第一項」を「附則第六条の四」に改める。

附則第十三条第一項の表附則第十条の二第三項の項及び同条第三項の表附則第十条の二第三項の項中「第三十五条の二まで」を「第三十五条の三まで」に、「、第三十五条の二」を「、第三十五条の二、第三十五条の三」に改める。

附則第十四条第一項中「又は各連結事業年度分」を削り、同条第二項中「又は個別帰属法人税額（法第二十三条第一項第四号の二に規定する個別帰属法人税額をいう。第四項において同じ。）」及び「又は各連結事業年度分」を削り、同条第三項中「第三号」を「第二号」に改め、同条第四項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第五項中「又は連結事業年度」及び「又は当該個別帰属法人税額」を削る。

附則第十四条の二第一項中「次項及び」を削り、「第二十二項又は第二十三項」を「第三十四項又は第三十五項」に改め、同条第二項を削る。

附則第十四条の二の三中「又は同法第二百二十一条第一項の承認を受けていない法人で連結申告法人に該当するもの」を削る。

第二条 岡山県税条例の一部を次のように改正する。

第七十一条の三第二項ただし書中「〇・七グラム」を「一グラム」に、「〇・七本」を「一本」に改める。

(県税外収入金に係る延滞金徴収条例の一部改正)

第三条 県税外収入金に係る延滞金徴収条例(昭和三十九年岡山県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「特例基準割合(当該年の前年に)」を「延滞金特例基準割合(平均貸付割合(〳に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。)」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

(森林の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部改正)

第四条 森林の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成十五年岡山県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、「若しくは各連結事業年度」を削り、「第五十二条第二項第四号」を「第五十二条第二項第三号」に改める。

#### 附則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中岡山県税条例第二十三条第三項及び第七十条第三項の改正規定並びに同条例附則第十条第三項第三号、第十一条の二第三項第三号、第十一条の二の六第三項第三号、第十一条の四第二項第三号及び第十二条第三項第三号の改正規定 公布の日

二 第一条中岡山県税条例第七十一条の三第二項にただし書を加える改正規定及び附則第七項の規定 令和二年十月一日

三 第一条中岡山県税条例第三十一条及び第三十三条第一号イの表の改正規定、第三条の規定並びに次項及び附則第九項の規定 令和三年一月一日

四 第一条中岡山県税条例附則第十一条の二の七の改正規定 令和三年四月一日

五 第二条の規定及び附則第八項の規定 令和三年十月一日

六 第一条中岡山県税条例附則第十条第一項、第十条の二第三項及び第十三条の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

七 第一条中岡山県税条例第二十九条第三項の改正規定 マンションの管理の適正化に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)の施行の日

(個人の県民税に関する経過措置)

2 前項第三号に掲げる規定による改正後の岡山県税条例第三十一条及び第三十三条の規定は、令和



三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の県民税に関する経過措置)

3 第一条の規定による改正後の岡山県税条例（附則第五項において「新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第三条の規定（同法附則第一条第五号口に掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

4 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。）（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税については、第一条の規定による改正前の岡山県税条例（附則第六項において「旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

(法人の事業税に関する経過措置)

5 新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

6 施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

(たばこ税に関する経過措置)

7 附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日の前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

8 附則第一項第五号に掲げる規定の施行の日の前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

(延滞金に関する経過措置)

9 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の県税外収入金に係る延滞金徴収条例附則第四項の規定は、延滞金のうち令和三年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

岡山県条例第四十五号

岡山県知事 伊原 木 隆 太

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（平成二十七年岡山県条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方活力向上地域における県税の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和二年四月一日から適用する。

（申請書の提出期限の特例）

2 新条例第二条の規定の適用を受けようとする者（令和二年四月一日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間（以下「遡及適用期間」という。）に同条第一項に規定する整備計画（以下「整備計画」という。）の認定を受けた者に限る。）で、遡及適用期間に特別償却設備を新設し、又は増設したものについては、その者の同条第三項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

3 新条例第三条の規定の適用を受けようとする者（遡及適用期間に整備計画の認定を受けた者に限る。）で、遡及適用期間に特別償却設備である家屋及びその敷地である土地を取得したものについては、その者の同条第二項の申請書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同項の規定による提出期限と施行日から起算して十五日を経過した日とのいずれか遅い日とする。

岡山県特殊詐欺被害防止条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十六号

岡山県特殊詐欺被害防止条例の一部を改正する条例

岡山県特殊詐欺被害防止条例（平成二十二年岡山県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「振り込め詐欺をはじめとする」を削る。

第二条第一号を削り、同条第二号中「振り込め詐欺その他の」を削り、「欺き」を「欺いた上で」に、「態様の詐欺又は」を「詐欺（刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十六条の罪をいう。）若しくは」に、「をいう」を「（刑法第二百四十六条の二の罪をいう。）」、現金等を脅し取る恐喝（刑法第二百四十九条の罪をいう。）又は預貯金通帳等を窃取する窃盗（刑法第二百三十五条の罪をいう。）をいう」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号口中「ATM」を「現金自動支払機その他の機械

(以下「ATM」という。)に改め、同号を同条第二号とする。

第十条第二号中「第二条第三号ハ」を「第二条第二号ハ」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十七号

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例(昭和六十年岡山県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

5 浄化槽保守点検業者は、第一項の浄化槽管理士に、知事が別に定める研修を第三条第二項に規定する登録の有効期間内に一回以上受けさせなければならない。ただし、特別の事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

第十二条第三項中「第七条及び第十一条」を「第七条第一項及び第十一条第一項本文」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第十一条第五項の規定は、この条例による改正前の第三条第一項又は第三項の登録の有効期間の満了の日がこの条例の施行の日から令和三年七月七日までの間にある浄化槽保守点検業者については、適用しない。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第四十八号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年岡山県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二十九の項口中「第一条」を「第一条の五」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第四十九号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十の項(4)中「第十三条第十号括弧書」を「第十三条第十一号括弧書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例及び岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県条例第五十号

岡山県保健福祉関係手数料徴収条例及び岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の

一部を改正する条例

（岡山県保健福祉関係手数料徴収条例の一部改正）

第一条 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条（第四十五号（イ及びロを除く。）を除く。）中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤施用機関」を「覚醒剤施用機関」に、「覚せい剤研究者」を「覚醒剤研究者」に、「覚せい剤製造業者」を「覚醒剤製造業者」に、「覚せい剤原料輸入業者」を「覚醒剤原料輸入業者」に、「覚せい剤原料輸出業者」を「覚醒剤原料輸出業者」に、「覚せい剤原料製造業者」を「覚醒剤原料製造業者」を「覚醒剤原料製造業者」に、「覚せい剤原料取扱者」を「覚醒剤原料取扱者」に、「覚せい剤原料研究者」を「覚醒剤原料研究者」に改める。

第二条第四十五号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤原料取扱者等」を「覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者」に改める。

（岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部改正）

第二条 岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「覚せい剤取締法」を「覚醒剤取締法」に、「覚せい剤及び」を「覚醒剤及び」に、「覚せい剤原料」を「覚醒剤原料」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十一号

岡山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

岡山県国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年岡山県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十二号

岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県農林水産関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十八号イ中「綿羊、やぎ」を「めん羊、山羊」に、「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に改め、同号ロ中「やぎの結核病」を「山羊の結核」に改め、同号ハ中「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に改め、同条第二十九号イ及びロ中「綿羊」を「めん羊」に、「やぎ」を「山羊」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県条例第五十三号

岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岡山県土木関係手数料徴収条例（平成十二年岡山県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。  
第二条第一項第六十四号中「第二十条の二第十三項又は第三十八条の四第二十二項」を「第二十条



令和2年7月7日 岡山県公報 号外

の二第十四項又は第三十八条の四第二十四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◎ 岡山県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例について  
国の児童福祉司等に対する処遇改善に係る予算措置等に鑑み、児童相談所に勤務する児童福祉司で、相手方に直接接して行う相談又は指導の業務に従事したものに對する特殊勤務手当の支給額を改める等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県税条例の一部を改正する条例について  
地方税法の一部改正に鑑み、個人の県民税について新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例を定める等所要の改正を行ったものである。

◎ 岡山県税条例等の一部を改正する条例について  
地方税法の一部改正に伴い、個人の県民税について所得控除額にひとり親控除額を加える等所要の改正を行うものである。

◎ 地方活力向上地域における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部改正に鑑み、事業税の課税免除等の対象となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の期限を延長したものである。

◎ 岡山県特殊詐欺被害防止条例の一部を改正する条例について  
近年の特殊詐欺の手の多様化及び巧妙化に伴う被害を防止するため、県が行う情報の提供等の対象となる特殊詐欺の範囲を拡大する等所要の改正を行ったものである。

◎ 浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例について  
浄化槽法の一部改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定める等所要の改正を行ったものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
医療法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について  
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県保健福祉関係手数料徴収条例及び岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例の一部を改正する条例について

覚せい剤取締法の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例について  
国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
家畜伝染病予防法の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

◎ 岡山県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。